

# 平成17年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成17年7月27日（水曜日）

## 議事日程（第1号）

平成17年7月27日（水）午前10時39分開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第117号から議案第123号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	白木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君

47番	牧野秀夫君	48番	近藤和義君
49番	熊谷実君	50番	本間勇作君
51番	祝優雄君	52番	兵庫稔君
53番	梅澤雅廣君	54番	竹内道廣君
55番	渡部幹雄君	56番	大澤祐治郎君
57番	肥田利夫君	58番	加賀博昭君
59番	岩野一則君	60番	浜口鶴藏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
総務課長	齋藤英夫君	財政課長	浅井賀康君
市民課長	青木典茂君	企画情報課長補佐	金子優君
社会福祉課長補佐	高橋三喜男君	環境保健課長	大川剛史君
医療課長	木村和彦君	農林水産課長	佐々木文昭君
観光商工課長	市川求君	建設課長	佐藤一富君
水道課長	田畑孝雄君	会計課長	粕谷達男君
選管・監査事務局長	菊地賢一君	農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君
教育委員会学校教育部長	鹿野一雄君	教育委員会生涯学習課長	坂本孝明君
教育委員長	豊原久夫君	教育長	石瀬佳弘君
消防長	加藤侑作君	両津支所長	末武正義君
相川支所長	大平三夫君	佐和田支所長	清水紀治君
新穂支所長	斎藤正君	畑野支所長	荒芳信君
真野支所長	山本真澄君	小木支所長	斉藤博君
羽茂支所長	古田英明君	赤泊支所長	渡辺邦生君
農業委員会会長	永井忠昭君		

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午前10時39分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員59名、定足数に達しておりますので、平成17年第3回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

〔議長、議事進行について発言を求めます〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今議長は臨時会と言いました。議員の皆さんは、先刻ご承知だと思います。ここに市議会議長あてに出された、市長から出された招集についての文書がございます。読み上げます。佐総第742号、平成17年7月20日、佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様、佐渡市長、高野宏一郎、公印が押してあります。佐渡市議会定例会の招集について。表題は定例会です。文章では、本日別紙写しのとおり、平成17年第3回佐渡市議会臨時会を招集する旨の告示をしたので、通知します。さて、これを受けて、市議会議長からは平成17年第3回佐渡市議会臨時会の招集について（通知）となっております。さて、そこで佐総第742号で佐渡市議会定例会の招集について、これと下の文章にある臨時会云々というのとどういった整合性があるか。どなたが決裁に判こを押して、これを受けて議長はどのようにして全然別個な文言のあるものを我々のところに出してきたのか。本日の会議は、成立をしております。こんなでたらめな議会招集ってありますか。どっちが本当だか、どなたがどういったふうが決裁をしたか、証拠書類を出して説明をいただきたい。決裁文書を出さない。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

私の方には訂正文が届いておりますが、皆様にはご連絡できませんでしたことを、今肥田議員がおっしゃることを承知をいたしておりますが、訂正できなかったことを、訂正文でございます、こちらの方でございますが、ご了解をいただきたいと思っております。

〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） それは、恐らく二十何日かでしょう。あなたのところへだけ届けばいいというものではないです。あなたからののは全然違うではないですか。あなたが市長から要請をされたのは定例会、表題の方が大事でしょう。こういうものをそのまま見過ごしていくと、よく言われておるなあなた体質だということになるのです。佐渡の市議会がそういう体質でいいかどうか、よく考えてみてください。これは、改めて招集をし直すことを要望します。

○議長（浜口鶴蔵君） 要望でございますので、そのように理解をいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、8番、稲辺茂樹君、51番、祝優雄君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び日程については、議会運営委員長の報告を求めます。

猪股文彦議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 第3回佐渡市議会臨時会の会期日程を議運で決まりましたことを申し上げます。

本日7月27日、本会議。会議録署名議員の指名、会期日程の決定、議案の上程・提案理由の説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託。本会議終了後、委員会審査に入ります。常任委員会終了後、議会運営委員会、委員長報告配付、そして本会議を開きまして、委員長報告、質疑、討論、採決という日程でございます。会期は1日でございます。

なお、本会議終了後、執行部要請による全員協議会を開催することになっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 議会運営委員長にお尋ねをいたしますが、議会運営委員会が開かれたのは25日というふうに承知をいたしております。ところが、10時に開会の本会議が今し方まで延びておるわけです。それについては、議会運営委員会が開催されておりますので、暫時お待ちを願いたいというのが私たちに対するご案内でございます。

そこで、何ゆえにこんなに時間がかかったのか、当然説明をしなければならない。私は、昨日のうちに学校教育課課長補佐の不祥事についての処分について、事件の全貌説明を含む説明を願いたいという緊急質問を出しております。これについての扱いはどうなったのか。これは、しかるべき説明が要るはずです。一体何ゆえに朝から突如議運を開いてこんなことになったのか。私の質問が緊急性ないというのか。例えばこの事件が新聞報道されたのは、17年の6月22日の新聞記事です。そして、17年の7月11日に窃盗の課長補佐停職処分6カ月、こういう新聞記事が出たわけです。そこで、市民の間では一体これはどうなっておるのだということでございます。当然のこととして、しかるべき説明あってしかるべしだと私は思います。それが何で25日の議会運営委員会にこれが議題とならなかったのか、そのことを含めて、議会の見解も含めて、ご答弁を願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

猪股議会運営委員長。

○議会運営委員長（猪股文彦君） これは、議会運営委員長からお答えするべきものもありますし、議長から事前に先ほどご説明があったかと思えます。25日の時点の議会運営委員会におきましては、各委員会から一切お話がございませんでした。なぜきょう遅れたかと申しますと、一つは先ほど私が申し上げましたように、執行部から全員協議会の開催の申し出があったこと、そして今加賀議員おっしゃったように、緊急質問の申し出があったことについての審議を審査をいたしました結果でございます。あとは、議長の方からそれなりのご説明があったかと存じます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今の説明で納得はしておきますが、恐らくこの後段の市長提案の全員協議会とは何なのかということの説明があつてしかるべし。もしそれが私の緊急質問と関連性がないということになれば、これは私の緊急質問のテーマどうするのだ、こうなるわけです。したがって、私が緊急質問を行ったのが昨日の4時56分であり、5時まで待ってぎりぎり出したものでございますが、その後動きが急に動き出したというふうに承知をしておりますが、いずれにしてもこれの決着の仕方というものをもうちょっとわかりやすくしてほしい。私は、何も好んでこれを緊急質問したいというのではない。しかし、私のテーマは、今申し上げましたように、もう市民聞いています。これは、重要な問題を提起しておくだけに、私は全員協議会で説明をするというのもいいだろうと、こう思います。もし25日にその議運の議論があつてそのような段取りになつておれば、私が緊急質問をするわけがない。したがって、今猪股委員長が言うたように、本会議等終了した後に全員協議会を開くと、こう言っておるが、そもそも全員協議会のテーマは何なのか、このことについてご答弁を願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 執行部から申し出のあつたテーマについては、一つについては今加賀議員がおっしゃった件が1点、もう一点は南佐渡森林組合の経過等についての説明と、こういう2点でございますので、ご了解いただきたいと思ひます。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 私は、さっきの関連でいきますが、定例会なのか、臨時会なのかということです。議運ではこのことを審議をしたのか、しないのか。まず、そこからいきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 25日の議運でも、本日の議運でも、臨時会ということをも前提に議運の審査を進めております。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） さて、臨時会を前提にということでございます。先ほど私が言ひましたように、これは定例会の招集についてという見出しで出ております。先ほど議長は、訂正の通知が入つておることでございます。議運では、そのことを確認をしておりますか、おりませんか。先ほど議長には提示を求めましたけれども、一蹴されました。こういう議会運営では実は困るのですけれども、議会運営委員会においてはそのことを確認をして臨時会でということになつたのか、ならないのか、お答えをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） そういう書面の確認はいたしておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 議長、ここで別に荒立てるようなことはないのだ。とにかく一たん暫時休憩をして、そして議運にも諮つて、そして議運からかくかくしかじかの間違いがありましたと、よつてこれを訂正させていただきます、本日の本会議、臨時議会に入らせていただきますと、この手続を踏んでおかないとこれ

はだめなのだ。だから、時間がかかるようだけれども、暫時休憩していただいて、その手続をぜひしていただきたい。私もこれはスムーズに議会を進めた方がいいと思いますので、言いたいことは5分目ぐらいにしてあるのですから、この点でもそういう扱いをしてほしいということで、特に議長にお願いしておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

ただいまの議事進行発言に対する件について、皆さんお手元に配付をいたしました資料のとおりでありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 必ずもめると思ひますので、申し上げておきますが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） 怒っていますけれども、それはそのとおりだ。少なくとも佐総第742号、7月20日付のこの文書が間違えておったわけでしょう。したがって、少なくとも佐総第743号以降の文書を出して、さきに出しました議会招集の表題に誤りがありましたので、次のとおり訂正を願ひたいと、こういう文書が入ってきておらなければならぬわけです。だけれども、今これやっておると、肥田さんにはしかられるかもわからぬけれども、これ延々と議事進行をやっておるとおかしなことになってしまうと思うので、まことに失礼千万だとは思ひたけれども、そういうことで発言をさせていただくのでございませうが、これは執行部はよく注意してください。こんなことを、こんな間違いの訂正の仕方も知らぬようでは助役2人制にした意味もない、そう言われかねない。今後注意されたいということをおし上げて、私の議事進行終わります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 同じ番号で同じ日付でこれ出てきた。だとすると、結果的には何もミスはなかったということにすりかえられるのですよ、これ。いいですか。議長、そうでしょう。すりかえようとしておるのだ、これを。どこでどれだけの人たちが決裁印を押してこれができ上がったのか、私はそのものを提示をされたいという要望を冒頭でしておるのだけれども、それは議長において一蹴されたではないか。そうして、これをこのまますりかえておけば、何もミスがなかったのだという証拠資料になってしまう。こんなことを佐渡議会がやっておって、後で示しがつきますか。本物を見せてください。長部局の決裁文書、議会部局の最後に議長が押した決裁文書、これがなければいいですよとは言えませう。それを即刻見せてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時44分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

先ほどから肥田議員がご指摘のとおり、平成17年7月20日付、佐総第742号「佐渡市議会臨時会の招集について」の中の文言において一部誤りがございました。この文書の取り扱い方については不適切な処理がなされておりましたので、ここで陳謝をいたします。

質疑を終結いたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） あなたがご苦労しておるのをあえて混乱させる気持ちはもちろんありませんが、陳謝をいたしますということであるならば、その陳謝をただ単なる文言で陳謝というわけに私いかぬと思うのです。これは、文書を出した人がおるのです。総務課長からこの文書が出て、そして市長がその文書を決裁をして検閲をして、そしてその暁に議会事務局へ、そして議長あてにと出てきておるわけです。その経緯の中で、議長だけが陳謝したって、これはあなたがやった仕事ではないでしょう。当然出した出しもと、生みの親からまず陳謝を議会に対してすべきではないのですか。そして、こういう事情で陳謝をいたすことによって、市長は監督不行き届きであったと、私もそれについては一抹の反省を厳しくしておりますということ陳謝というものがあるのではないのでしょうか。ただ、それで言葉で片づけるということになりますと、総務課長の方からあなたのところへ議長は訂正文書が出てきておったと、こういう話がある。その文書があったのかなかったかということでさっき肥田さんがもめた。そのあったのもなかったのも、その正体も我々には何の報告もない。そして、もしあったなら堂々とありましたと出せばいい。それで、陳謝をつければそれで事一件落着なのです。なかったということになれば、これはあなたの一方的な虚偽発言、これは重大なことになりますよ。だから、そこまで私は詰める気持ちはありません。言うてみただけ、それは許す気持ちはあるのです、仏の大澤ですから。ですから、要は陳謝ということを慎重にやってくれと。議長の一文商いで陳謝いたしますで終わったのでは、これは恐らく報道で載るでしょう。そのときに、一体どうなっておるのだと、議会は。そして、午前中で終わらなければならぬことが、ただそんなことで堂々めぐりで終わったではないかという、いわゆる市民にひんしゅくを買うばかりです。だから、私はぜひ議長はもとより、事務局長、総務課長、それからその検印を押した助役、その命令もとの市長、皆さんが陳謝の言葉を述べていただくことをお願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

先ほどご協議の内容をご報告いたしました。今大澤議員がおっしゃることを含めて、執行部との協議をさせていただいたということをご理解いただきたいと思いますし、そのために本議会の進行を務めておる議

長の立場といたしまして、議事進行に対するご発言に対してのお答え申し上げましたので、さようご了承賜りたいと存じます。

〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 私は、オブラートに包むように、あなたの立場もいようにお話をしたつもりですが、議長が謝って済む話ではないのです、これは。だれが目的を持ってきょうの招集をしたかということなのです。あなたそれ履き違えております。あなたは、運営の手段が間違っておっただけで、このことの起こりは市長なのです。総務課長なのです。それを容認して検印を押した助役なのです。そして、それを出てきたものをめくら印を押してあなたに送った事務局長なのです。事の流れと主体というものは、全然あなたが謝って済むことではないのです。そんなことまでは言いたくもないし、言わぬでおこうと私は思ったのです。では、市長や助役や皆さんが陳謝する気持ちはないのですか。そういったこともあなたは、あなたと話しして確認したと言うておるけれども、では議長が陳謝しておけばいいと市長は言うたのですか。そうではないでしょう。きょうの目的は、市長は臨時議会でこういったものを、もろもろのものを認めていただきたいと、議決をいただきたいと、そういうための招集なのです。議長招集ではないのです。出発点から間違っておるといふのだから、私はあなたがそう謝るようなこと何も無いと言うておるのです。だから、私の言うておることをあなたがむべなく断って、私の発言で勘弁してくれと言うなら、それはそれでいいです。後日、あなたこれは大騒ぎになるということだけを覚悟しておいてください。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

前段申し上げましたように、そういった議論を踏まえた中で私がお発言をさせていただいたということをご了承賜りたいと思います。先ほどもお話がありましたが、今後このようなことのないようにということの確認を踏まえて協議をさせていただいたということをご了承賜りたいと思います。

---

### 日程第3 議案第117号から議案第123号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第117号から議案第123号まで一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長からお許しいただきまして、議案の提出をいたします。

議案第117号及び議案第118号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第117号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第118号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案のうち佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険加入被保険者の前年の所得が確定したことを受け、平成17年国民健康保険事業の本算定を行い、各世帯別に保険税を課することに当たって、医療分にかかる被保険者の所得割額、資産割額、均等割額及び世帯別平等割額の改正並びに介護納付金課税被保険者にかかる所得割額及び均等割額の改正を行うものであります。また、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定することにより、低所得者に対する軽減制度における応益部分

の減額の額を医療分、介護分についてそれぞれ改正するものであります。

次に、市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さきに説明しました国民健康保険税条例の一部改正において国民健康保険税の基本税率を決定することを受け、不均一課税対象区域における医療分にかかる被保険者の所得割額、資産割額、均等割額及び世帯別平等割額の改正を行うもので、あわせて低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額の額についても改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第119号 新穂小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、新穂小学校校舎改築（建築）工事について、平成17年7月19日に入札を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第120号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億531万円を追加し、予算総額を500億5,260万円とするものであります。主な内容について申し上げますと、まず6月下旬の梅雨前線の影響による集中豪雨で多くの被害が発生しておりますが、その災害復旧のために公共土木施設災害復旧費で3,910万円を、農林水産施設災害復旧費で5,790万円の予算の補正を行うものであります。また、法人市民税の確定申告により税の還付金等に不足が生じますので、過誤納金還付金並びに還付加算金についてもあわせて予算措置を行うものであります。歳出における目的別の主な構成状況は、災害復旧費が9,700万円の増、総務費が831万円の増となっております。その充当財源としましては、地方交付税が1億531万円の増となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第121号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成17年度国民健康保険事業の本算定に伴うもので、歳入歳出それぞれ1億2,057万9,000円を追加し、予算総額を62億8,037万9,000円とするものであります。歳入では、一般被保険者にかかる国民健康保険税について医療給付費分、介護納付金分合わせて1億7,089万7,000円の減、退職被保険者にかかる国民健康保険税について医療給付費分、介護納付金分合わせて191万8,000円の減、国庫支出金を4,066万6,000円の増、県支出金を228万2,000円の増、繰越金を2億5,044万6,000円の増とする予算の補正を行うものであります。一方、歳出では保険給付費における療養諸費、高額医療費、葬祭費を合わせて9,277万3,000円の増、基金積立金を2,500万円の増、予備費を280万6,000円の増とする予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第122号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、老人医療給付費における支払基金交付金の精算に伴うもので、歳入歳出それぞれ1,896万円を追加し、予算総額を92億4,126万円とするものであります。歳入では、前年度繰越金を1,896万円の増とする予算の補正を行うものであります。一方、歳出では医療給付費について922万9,000円を減、平成16年度医療給付費分にかかる社会保険診療報酬支払基金への返還を行うため、償還金を2,818万9,000円の増とする予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第123号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成17年度

上水道臨時特例措置（高金利対策分）借換債の借り入れによるものであり、資本収支及び資本的支出の既決予定額をそれぞれ470万円増額し、総額で資本的収入を5億9,380万円、資本的支出を10億1,273万2,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第117号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この国民健康保険条例を改正しておりますが、これ多岐にわたっておりますので、私の方から一言でお聞きをしたいと思うんです。それは、このことによって17年度の国民健康保険税1人当たりの負担金額は幾らになりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

1人当たりということですが、不均一課税が適用される区域以外、一般のところですが、1人当たり7,200円の減額になります。それから、不均一課税が課される場所では、畑野地区では7,200円の減額です。それから、赤泊地区においては1人当たり1,200円の減額であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 全然違うことを答弁しているよ、あなた。私の聞いておるのは、こういう改正を行った結果、平成17年度の1人当たりの国民健康保険税というのは幾らになったかと、こう聞いておる。あなた7,200円だと、こう言っておる。そうではないでしょう。私の方で数字言いましょか。4万7,037円ではないですか。これしっかりしてくださいよ。ここに加賀報告というのがある。加賀報告というのは、だれからも聞いたのではないのです。私が平成16年から計算して積み上げた結果、こういう数字が出ると、こう言っておる。あなた、何ですか、今の答弁は。1人当たり4万7,037円ではないですか。あわせて聞く。平成16年、このときの国民健康保険税1人当たり5万4,514円ではないですか。お答えください。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。私の勘違いでございました。17年度の1人当たりの保険料は4万7,200円です。それから、昨年度、16年度は5万4,400円であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これ3回だ。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑になります。

○58番（加賀博昭君） ここのところがわからないと、国民健康保険税がどうなったかということがわからない。これで計算すると、私の試算だよ。私の計算だと1人当たり7,477円、こういう数字が出てくる。若干の微動調整が要る。それは、ご承知のように、新穂はなくなったのだな。畑野は、大体一人頭1万円

くらいの保険料の軽減措置がある。そういうものを除いて計算すると、大体こういう数字になる。これに基づいて、私がこの7,477、これを私が約7,500円と書いたのが加賀報告の数字なのだ。この7,500円に3万1,000人の被保険者を掛けると2億3,200万円という総額の減額になる。あなたの言うた数字で私が計算したのだから、間違いないと思うのですけれども、これは努力のたまものだと、こういうふうに言うておきますけれども、そもそもそれのもとになったのは、平成16年12月議会で国保会計は2億5,800万円を基金に積もうとした。我が厚生常任委員会がそれはまかりならぬということで、事実上修正を迫ったということで皆さんがこれを繰越金としたと、そのことによってこういう結果が生まれたので、今本当に生活が苦しい中で市民には大変朗報でございます。これは、高野市長を褒めておきますが、しかしそうはなから褒めるわけにもいかぬ。私の試算だと、まだ予備費含めて約7億円という基金を持っておる。大体最高の積立金額というのが3カ月分の医療支払い相当分と、こうなっておる。それが大体7億円だと思いますが、その点は間違いないかどうかお答え願いたい。ということは、まだまだ健康保険は余裕を持っておりますよということを私が指摘をしておるわけです。その点をご答弁願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

17年度末の一応見込みとして6億9,700万ほどございます。

〔「6億9,700ね」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（青木典茂君） はい。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 新穂小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 後で何か付託表が出てくると、私の所属しておる総務文教常任委員会に付託をされるようですが、一応ここで一言お聞きをしておきます。

この資料を見ますと、参加した業者の中で失格という方がおられるようでございます。そういたしますと、これ多分あなた方が下限価格を持っておって、それよりも下だったからだろうと私が勝手に推測をしたのですが、もしそうであったとすると下限価格を幾らに持っておったのか、その算定根拠、これは後刻委員会でお示しをいただきたいし、委員会以外の人でもし欲しいという人があったら、それは全員に配付をしていただきたい。

ちなみに、建築工事を見ますと、失格が1人おります。決定をした業者から見ると1,368万円低いからだめだよということかなと推測をいたしますし、電気設備の方になりますと、これ10業者参加をしておりますが、8業者が失格でございます。決定をした人と失格をした人との一番至近価格で見ると85万円でご

ざいます。85万円安くすればできますよという業者がいるわけですから、なぜこの人が失格になったのかというのが非常に疑問になるところでございます。したがって、先ほど言いましたように、失格になった理由、それが下限価格に影響をしておるとするならば、あなた方がつくった下限価格の算定根拠、これを明確にお示しをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

議員ご指摘のように失格者になっておる部分につきましては、最低制限価格を下回った業者であるということでもあります。最低制限価格の設定につきましては、市の場合中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルというのがありまして、これ国並びにその他の外郭団体等で構成されている団体であります、そのモデルの算定基礎等を用いて積算をしておるものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 12時を過ぎておりますので、資料の提示は先ほど求めたとおりです。後で委員会で聞かせていただくことにして、今回はここでやめます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） やや同じようなことを聞くのかと思いますけれども、浅井課長、これ落札率は何％ですか。それと、この顔ぶれを見ますと、名前を挙げていいのか悪いのかは別ですが、失格者は佐渡でナンバーワンの業者です。その方が失格になったのだから、入札に不公平さはなかったと評価は私もする予定でおりますが、まず落札率を教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

新穂小学校の校舎改築、建築の工事であります、85.01%であります。ほかののは……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 85.01、非常に正確なあなた方が期待する数字で落としたのだと、こう評価いたすわけではありますが、どこの業者にどうというようなことは、私は口幅ったく物を申すつもりありませんが、非常にこの業界、特に島内は冷え切っております。そういうことを考えたならば、入札制度というものはこういうものだということ私は理解しておって申し上げておるのですが、こういうA級ランクで、しかもあなたが一番当然とるだろうと予想したかしないかは別にして、その業者がこうやって落札できなかったということは、逆に裏を返すと、この業者はこの金額でこの新穂小学校を建てられるということなのです。だから、そういうときに、これは落札下限価格をくぐった方々と落とした人とのいわゆる開き、それによって市長は今後も機会均等でこういう格好で入札の判断をしていくのか、あるいは財政逼迫の折、今までの従来の能力、あるいは従来の培ってきた状況を判断して、安くてしっかりしておる人も入れて随契というような話し合いは今後は持たないで、今おやりになったような機会均等にきっちり入札をおやりになるということに私らはそう理解してよろしいのかどうか。当然答えが答えだから、よろしいのだと、

そのとおりだという答えが出るのだと思うのですが、状況が状況だけに、この下請業者あたり、あるいはよくないですが、孫請業者あたりがそういったことにすがって助かってきておるこの業界のあしき慣行もあるわけです。それと背中合わせになりながら正しいことやれということをお私ら言っておる、非常に切ない矛盾もあるのですが、今言うその絶対度といいますか、そういったようなものはこの判断の中で判断材料というものにはならなかったのかどうか、そういったことも含めて教えていただければお願いしたいと、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

議員ご指摘のように、市の場合は最低制限価格制度を設けております。これは、契約内容の履行に当たりまして、契約どおり履行していただくという最低の価格の設定ということですが、これにつきましては県の方でも入札の最低制限価格にかわるものとして低入札価格制度というふうなものを導入する、そういうものもありますし、県内の市においてもそうした低入札価格調査制度というものを導入しているところもあります。この後、こうした制度の方がいいのかどうか、これはいろいろと検証して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ちょっとお聞きします。

これは質疑でございますので、深くは入りませんが、まず1点は予定価格というのを設定して、それは公表しておるわけです。そこで、先ほど浅井課長が、内容は触れなかったけれども、ちらっと申し上げたのは、国、県、市を含めて入札金額決定に関するいわば統一した基準だ。その基準で云々と、こういうことを申しましたね。つまり予定価格と制限価格の間には一定のルールがあって、その範囲内におさめなければならぬというものがあるのかなのかということが1点。

それから次に、もうこれからはこの最低制限価格というのを取っ払った方がいいと思うのです。その方がもっとも競争がしやすいと思うのです。こんなにいっぱい失格者が出るということは、二つの見方があります。だれかから数字を聞いたやつが間違えて、みんなして間違えたというちょっといやらしい見方があるのです。談合という表現はちょっと悪いですが、談合をやろうとしたら実は間違った数字で談合してしまったという見方があると。しかし、私はそうだとはいし申し上げないのです。ただ、もう一つの見方は、何とかとりたいたと、とられたらとりたいたから、入札に関する一定の制約があると、予定価格と最低制限価格の間には一定のルールがあって、それに基づいて入れていかないとまくいかないのだ、アウトになってしまうのだというようなことがあって、その辺のところの数字のつかみ方が難しいのだということになれば、いっそのこと最低制限価格を外して、そして頑張って入札やってくれと、こう言った方がいいのではないかなというふうに思うのですが、その二つのことについてちょっとお答えを願ひたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

最低制限価格制度が必要かどうかということですが、基本的には契約内容の履行を担保するという意味では必要ではないかなというふうに考えております。ただ、先ほどの大澤議員のときにお話し申し

上げましたが、最低制限価格がいいのか、あるいは低入札価格調査制度というものがいいのか、そうしたことにつきましては今後検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） いつの入札だったかということはちょっと申し上げられないのですが、実はある入札に際して、その金額ではできないはずだと、こういう入札価格を入れた人がおる、そういう事件がある、これは旧両津市の時代でございしますが。その際には、落札者と言われる者を呼んで、あなたは予算金額に対して約3分の1の金額で入れておるが、本当にこの金額でやれるのかどうかということをお願いし、吟味するという方法があるのです。だから、最低制限価格というものを外したら、前によく新聞紙上に出ました1円入札というのが出たときはどうするのだということなのですが、1円入札のときはその人が落札者になるということではないのです。あくまでもこの事業というものは現場説明というのをやって、そしてやっておるわけですから、その説明した内容のことが1円でやれるのかということをお願いするという制度があるのです。だから、それを使えば最低制限価格というものは取っ払ってもいいのだという説を唱える人がおるのです。この点はどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

今議員ご指摘のように、すべての工事に対して最低制限価格を撤廃をするということについてはどうかと思いますし、そうした内容についてはそれぞれの工種等によって検討することが必要なというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは質問をいたしますが、私は今まで議会の中で佐渡市とは言わないで、その前の市町村段階での入札に対して競争機能が働いていない、問題だという指摘をしてきておるところであります。先般の議会でもそのことを取り上げたわけがありますが、結果はそのことによるのかどうかわかりませんが、入札制度は少なくとも予定価格は公表されると、こういう状況になりました。そして、今回の結果を見まして、この建築関係について私はさま変わりをしたなと思っているのです。先ほどの財政課長が85.01%、いまだかつてなかったと私は思います、島内工事でこのような格好の落札率が出たのは、というふうに思っています。ですから、この数字だけを見れば、裏は知りません、一定の改善だろうと、というふうに私は感想を持っているところであります。

ただ、先ほどから最低価格という話が出ておりますが、これはどこだかというのが一つあると思います。私もさっきの同僚議員のお話のように、最低価格がなく、この地方自治法施行令の規制の中身としてちゃんと仕様上きちんとできるかどうかということが歯どめになって、だめだという判断ができる場合がありますから、それは結果を見てやることのできるのだと私は思いますから、そのことは議論がされておりますが、私もなくてもいいのではないかと、こういう感想を持っています。

そこで、今回のこの比較でいきますと、ほぼ変わらないのです、これ次点者とは。ですから、そういう意味では私は、これは次点者は参考までに申し上げると83.5%でした。落札者が85. どうでしたかな。失格者が83.5、これは下ですから落ちないというのは先ほどの話、歯どめがあってだめですよと、こういう

話ですが、それは私通常であれば市民感情から言えば、なぜこれ落札が、いいのではないかと、こういうふうに思いますが、それは聞きません、結果が出ましたので。

それで、後の方へ行きます、私説明は、これ公文書でありますから、説明間違えていないかなと思うのです。この地方自治法施行令の167条の13、準用する、これ一般競争入札の適用条項だと思いますが、指名競争の場合もこれを準用することができると、この条項を適用させているのだと思うのです。167条の10の1項というのは、これは私が先ほど申し上げたように、価格が比較的だめな場合には、合わない場合はこれはできないなど、この人では。そういう場合には欠けができるというのはこの条項ではないですか。今浅井課長が言われる落札最低価格、この条項は第2項ではないかと、それ間違いない。どうでしょうか。私の誤りでしょうか。という感じを持っています。ですから、私はこの85.0%と83.5%、このあたりは、質問にならないかわからない、何とか将来そのような考え方を持てないかどうか、そのあたりちょっと聞かせてもらいたい。それから、今の文章表現の関係で、この条項適用間違いないかどうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

地方自治法施行令の第167条の13において準用する同条167条の10の第1項の規定というのは、契約の内容に適合した履行がされないというような場合においては、最低の制限価格で入札をした者の落札ではなくて、その次の者をもって申し込みした人を落札者とすることができるという、そういう条文であります。ですから、実質的には同じだと思うのですが、もう一つ制度自体につきましては先ほどの同僚議員の中のご質問にもありましたが、この最低制限価格の制度等については今後適用等を含めて検討したいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 失礼いたします。申し上げます。大澤議員は、119号について3回質疑を行っております。3回質疑を終わっておりますので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） いえ、続けて1、2、3回できるわけでございますが、継続はできないということになりますので、お願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。続けて3回という原則でございますので、了承いただきたいと思えます。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 入札の折、当日1回目は失格になった業者が落札者として発表されたと、そして後刻再招集されて訂正されて決定されている業者に発表されたというふうにちょっと聞いておるのですが、そういった事実はあったのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、事務的に犯してはいけないチェックのミスがありまして、再招集し、同意をいただいて訂正をしたということでもあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 私こういったことを初めて聞いて、果たしていいのかなという感想を持ちました。もしこれが事実とすれば大変なことだということで、周りの人からも相談を受けていたわけなのですが、今業者の同意を得てというご答弁がありましたけれども、これ逆な言い方をしますと、失格になった業者に借りができたというふうにもとれるわけです。今後こういったことが、もしこれがすんなりいったとするならば、今後公正な入札が執行できないのではないかという懸念がされますが、どのようにお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

こうしたミスが再発しないように、内部でも十分検討いたしました。それで、入札執行に当たりましては、従来のチェックのほかに再チェックという形をとらせていただいて、マニュアル等も改めて作成をして、そのマニュアルに沿って進めていくということで今進めております。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第119号についての質疑を終結いたします。

時間はお昼を回っておりますが、委員会付託までこのまま審議を続けさせていただきます。

次に、議案第120号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。  
加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、皆さんが間違えてはならぬから、私がここで聞いているのですが、5ページでちょっと見ますと、ここに国民健康保険税というのが15億5,777万9,000円ということに、補正前のが17億三千何がしと、1億7,281万5,000円減額して先ほど言った数字だと、こうなります。よくわからぬ人は、これは加賀報告と数字が違うのではないかという……

〔「加賀報告見ていない」と呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） 何だ。

〔「だれも見えていないから」と呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） そうか、そういう意味か。

そこで、これを3万1,000円で割り返すと5万という数字が出るのです。しかし、これは国保税がどのぐらい減ったかということの指標にはならないのだ。そうだと私は思うのですが、課長、間違いはないかどうかということの一つ確認。

それから、先ほど私が1人七千四百四十何がしに3万1,000を掛けると2億何千万という金額になるの

だというお話を申し上げましたが、もしかすると私が割り返すという表現を使ったかもわからないです。これは間違いなので、3万1,000倍をすると2億何がしになると、こういうのが正しいので、これは議事録でございますので、後刻加賀が逆のことを言うておったと言われたのでは名誉にかかわりますので、ここで改めてそうなっておるかどうかわかりませんが、私の方では七千四百四十何円に対して3万1,000倍をしたのが今回の減額総額であると、こういうふうに改めて申し上げておきたい。

そこで、課長にお聞きするのは、今の先ほどの15億5,000万、これを被保険者数で割ったのでは、正規の正確な保険税の1人当たりの金額にはならないのだと、あくまでも前年本算定とことしの本算定で比較しなければならぬのだというものなのだというふうに私は理解しております。その理解で間違いはないかどうか、この1点だけあなたにお聞きします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） 加賀議員のおっしゃるとおりです。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第123号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 今回借換債ということで470万円両津地区が計上されておりますが、この借換債の発行条件というのは今どようになっておりますか、それから今借りかえようとする起債の当時借り入れたときの利率は幾らですか、それと両津地区以外にもこの借換債の対象となるものはあるのですか、この3点お伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

田畑水道課長。

○水道課長（田畑孝雄君） お答えします。

借換債の条件ですけれども、7.5%以上ということで、今回のやつは公営企業の金融公庫の分であります。そして、当時、これは昭和55年に借りたもので、約1,600万ぐらいのものです。残りが約540万あったのですけれども、今回借りかえの予算として470万円ということで指定されてありますので、その分を借りかえさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔「利率は幾らですか、それとほかの地区はどうですか」と呼ぶ者あり〕

○水道課長（田畑孝雄君） 利率は、当時の利率は8.1%であります。

〔「8.1」と呼ぶ者あり〕

○水道課長（田畑孝雄君） 8.1です。それで、先ほど言いました7.5%以上というのはほかにはなかったの

で、これ1件だけであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第123号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第117号から議案第123号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時38分 休憩

---

午後 4時30分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中ではありますが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

---

○議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時30分 休憩

---

午後 6時18分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第119号 新穂小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、老朽化した新穂小学校の校舎改築（建築）工事の請負契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付し、可決すべきものとして決定しました。

意見。入札執行に際して、事務的な不手際があった。今後の入札事務執行に当たっては、細心の注意を払われたい。また、入札制度そのものについては、継続して改革に努めるよう要望する。

議案第120号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億531万円を追加し、予算総額を500億5,260万円とするものであります。その主なものは、6月下旬の梅雨前線の影響による集中豪雨で受けた被害の復旧のための経費として、土木施設災害復旧費3,910万円、農地農業用施設災害復旧費2,530万円、林業施設災害復旧費3,260万円を予定しているも

のであります。歳出における目的別の構成は、総務費831万円の増、災害復旧費9,700万円の増。その充当財源として、歳入において地方交付税1億531万円の増となっております。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 葛西総務文教常任委員長にお尋ねいたしますが、まず議案第119号についてですが、これは新穂小学校校舎改築工事請負契約締結にかかわる問題でございますけれども、極めて重大で情けない事件です。そこで、委員会としては入札執行に際して事務的な不手際があったと、今後の入札事務執行に当たっては細心の注意を払われたいと、こうです。あとのことはどうでもいいですが、そうではなからう。こんな意見がつけられるような問題ではなからう。

まず、どうしてこういうことが起こったのか。具体的に申し上げますと、この入札には立会人というのがあるのです。これは、会計課長が立会人のはずです。そういう人も寄ってたかってこの入札行為を行って結果を出したのに、それが1時間もたってから実は間違えましたということなのです。これは、私の33年の議員歴の中にはなかったことなのです。それだけに極めて重視しなければならない。五十歩百歩譲ってこの意見書に手を加えるなら、入札執行に際してあってはならない不手際が起こった。これは、佐渡市の名誉にかけて今後こういうことのないように注意せよ、これが最も優しい私は意見のつけ方だと思う。それからすれば、君たちののはまさに最低である。そこで、2番目の最低制限価格の見落としというものがどういう状況で起こったのか、詳細な説明を求めているのか。もしそこにどうしても改善すべきものがあるとなればそれは何かと、そんなことも意見の中にはないのだ。

次に、朝から大変なことが起こっておる。言いたくはないけれども、議会招集の市長が出した手紙です。議会に対して、議長に対して招集願を出したその文書が、市長決裁がされておるのですよ、あの文書には。それも間違えておる。そうすると、これはもう救いようのない職員のたるみが出ておる。こんなものを放置して、議会が市民にかわって何の役割が果たせるのか。私は、本当に憤りを持っておるのです。一体この関係職員に対する処分というのはあるのかないのか、審査したのかどうか。

さらに、少なくともこのぐらいの事件であれば、これは事務当局の説明だけでは済まされないのです。市長が来て、これは陳謝すべき内容の事件である。そういう少なくとも委員会としては手続を踏んで調査をして、しかる後に意見をつけるべきである。ところが、この意見の中からはそういう真剣さというものはいずれも感じ取れない。私の指摘が間違いならば、私の通告は具体的である。一つ一つ答えていただきたい。職員を育てていかなければならない、職員が立派になってこの佐渡市を行政の面から支えてもらわなければならない、だから職員の給与を減額するなどすぐに人件費に切り込むが、これは間違いだと私は言っておる。それだけにこのような凡ミス、凡ミスではないのだ、こんなものを凡ミスということで片づけるわけにはまいらぬ。私は、どんな非難を受けても市民の皆さんから聞いていただきたい。加賀博昭が本当にほとぼりするようなこの佐渡市を愛する気持ちとこの間違いに対して指摘をしておることは、私はどんな人でも私を非難することはないだろうと思います。それだけの大きな事件だけに葛西委員長にはき

ちっと答弁を願いたい。あと2回聞くのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ただいま加賀議員からご指摘をいただきましたことでございます。

1番目に、重大な事件ということで質問でございます。当然私ども委員会も極めて重要な事件、重大な事件であるという認識のものと委員会審査でありました。そういったこともありまして、5時を過ぎてもというふうなことにもなっておるというふうにご理解いただきたいと思ひますし、きょうは多くの議員の方々の傍聴をいただきました。委員会審査の様子もつぶさに見ていただいたのではないかとこのように思ひます。ご理解を賜りたいと思ひます。

最低制限価格の見落とし、どういう状況かというふうなことでございますが、単なる事務的なうっかりしたミスというふう聞いております。極めて遺憾なことでありまして、したがって、改善策というふうなことではチェックマニュアルを今後設けて、二度とないように務めるというふうなこと答弁をいただいたところでございます。

職員に対する処分でございますけれども、私どもは処分に関しては直接申し上げることはいたしません。職員の処分は市長の専権行為でありまして、越権行為であるというふうな認識のもと、しかしながら起きた事件の重大さをかんがみ、多くの議員からその注意を促すという意見が相次いであったということでご理解を賜りたいと思ひます。

また、最近の行政の怠慢ぶり、市長の陳謝ということでございますが、委員会審査中にも何度も市長を呼べというふうな意見が強く出されておったのですが、委員長の判断のもとに市長においでいただくということはせずに進めてまいりましたけれども、極めて今後の対応について厳しく指摘をせよというふうなことで、総括的な意見としましては穏やかと言われればそのとおりかと思ひますが、原案はもっと厳しいものでもあったということでご理解を賜ればというふうな思ひます。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） まず、うっかりミスで今後マニュアルをつくってやるということ、これをテレビで見ている人、聞いておる人、市民の皆さん聞いてほしいのです。

〔「テレビねえんだよ」と呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） なくてもいいです。議事録にあります。最低制限価格というのが設けられておって、入札した札が上か下かというのを見るだけなのに、どうしてマニュアルが要るんですか。チェックマニュアルが要るというのは、一体どういう方法でチェックマニュアルが行われる、やらなければならない、そういう説明があったのかどうなの。

それから、処分は市長の専権事項だと、こう言っておるのです。それはそうでしょう。市長自らが処分しなければならぬ事件ではないの、これは。委員会はどうか考えたの。それだったら、何で意見書にそれを書かないの。

〔「それが越権行為になるから」と呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） 越権行為ではなかろう。執行者が自ら議会に対して陳謝するのが当然でしょうが。

そんなのを議会が言うたからって越権行為にはならない。そういう情けない姿勢だから、行政の姿勢が正せない。

市長を呼べという意見はあったが、やめておいた。一体なぜやめなければならなかったのか、これだけの大きな事件で。これは、きょうは議会でこれは終わるけれども、私はそんなことでは済まされたいと思います。これは、市民に詳細な報告をしなければならない義務が我々にはあるというふうに私は思います。当然議会だよりもあることですから、こういうものも含めて市民に知らせる必要があると私は思う。

そこで、市長を呼べと言うたが、呼ばなかったというのはどういうことなのか。呼べ、呼べと言うたのは、だれか1人か2人大きい声を出すのがおっただけのことなのか、一体その辺のところはどうなのだ。呼ばぬでもいいというのと呼ぶべしというのと意見が分かれたのかどうか、分かれたとすれば何対何くらいで分かれたのか、明らかにしてほしい。これ以上は、答弁できない部分がある。もう一回私は聞けるのだから、あなたの答弁によってはもう一回厳しく指摘をしなければならぬ。どうぞ。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） お尋ねのチェックマニュアルということでございますけれども、これは今あるということではなく、今後そういうものを設けて二重三重なチェックをしていきたいということで、今後の課題であるというふうに担当課長の方は受けとめておったということで、今後の見直しということで、委員会の方もさらに入札制度そのものについてもより突っ込んだ監視あるいは意見ぶつけていこうということで、今後閉会中において、任意ではありますが、そういった場を持ちたいと。非常に重要な問題であるとの認識で委員会審査は進めさせていただきました。

職員に対する処分は先ほど申したとおりで、やはりこれは処分せよとかというところまでは我々委員会としては言うべきではないというふうに考えておりますが、起きた事件の重大さはぜひとも市長にはしっかりと受けとめていただきたいというふうに考えます。

また、市長に出席要求ということですが、これは意見が分かれたといいますか、そういう意見を述べた委員がいらっちゃったということで、全体としてどうしても出席を要求すべきというところまでは至らなかったもので、委員長において判断をしたということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 極めて矛盾したことについて、さも正当化したような形で麗々しく述べておる。問題にならぬ。

まず、聞くよ。うっかりミスで、今後はマニュアルをつくってやらなければならぬと、こう言う。では、マニュアルは何だと言うたら、二重三重でチェック方法をつくってやると。ばかという言葉は使ってはならないのだが、まさにばかも休み休み言えという言葉が熟語としてある。それで言うと、最低制限価格が100万円、入れた札が100万円より上か下かと、それをどうして二重三重にチェックしなければならぬの、これは。こんな簡単なことが。そんなものできないものならば入札執行に参加させるな。当然のことでしょう。市民なら必ずそう言う。

それから、職員に対する処分はどうか。この本会議が終わると全員協議会がある。私が緊急質問をやったら、通告したら、それは今度全員協議会で説明するから、できたら緊急質問取り下げてもらえぬかと言

うから、説明するのに私が何が何でも本会議で緊急質問やらなければならぬということではないのだと、そう了解したが、まさにこの後開かれる全協も職員の不祥事に対する行政側の説明でしょう。これも私が緊急質問やったから、通告をしたからやることになったのでしょうか。そういうことで、議会には何でも隠せばいいと、隠せるものは隠せばいい。それは、裏を返すと市民に知らせるべきではない、なるだけ行政の手落ちは知らせるべきではないという姿勢があるからでしょう。だからこそ、今回私が職員の処分はあるのかと、こう聞いておるわけです。単にこの問題だけではないのだということを私は警鐘を鳴らしながら委員長に質問しておるわけで、これだけ言えば行政の方も耳が痛かろうが、わかっただろうと思う。

そこで、葛西委員長に改めて申し上げるが、総務委員長、あなたは予算特別委員長という資格を持っておるのです。4常任委員会のうち、それぞれの委員会が持っておる予算についてはあなたのところで集中的にこれが審査されることになっておるのです、手続上は。その総務委員長のもとに総務委員会があるということを総務委員の一人ひとりとは認識をして、今後こういう問題に当たってもらいたいということを最後に申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第117号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険加入被保険者の前年の所得が確定したことにより、平成17年度国民健康保健事業の本算定を行い、各世帯別に保険税を課することに当たり、医療分に係る被保険者の所得割額等を改正し、おおむね平均税額として1人当たり約7,200円の減額とし、並びに介護納付金課税被保険者に係る所得割額等の改正を行い、あわせて低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額について改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市国民健康保険税の一部改正において、国民健康保険税の基本税率を決定することにより、不均一課税対象区域における医療分に係る被保険者の所得割額等及び世帯別平等割額の改正を行い、あわせて低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額について改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成17年度国民健康保健事業の本算定に伴い、歳入歳出それぞれ1億2,057万9,000円を追加し、予算総額を62億8,137万9,000円とするものであります。歳入予算では、国民健康保険税を1億7,281万5,000円の減、繰越金を2億5,044万6,000円の増等とする補正を行い、また歳出予算については保険給付費を9,277万3,000円の増、基本積立金を2,500万円の増、予備費を280万6,000円の増とする補正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について。本案は、老人医療給付費における支払基金交付金の精算に伴い、歳入歳出それぞれ1,896万円を追加し、予算総額を92億4,126万円とするものであります。歳入予算では繰越金を1,896万円の増とする補正を行い、歳出予算では医療諸費を922万9,000円の減、諸支出金を2,818万9,000円の増とする補正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第123号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成17年度上水道臨時特例措置借換債の借り入れによるもので、資本的収入及び資本的支出の予定額をそれぞれ470万

円増額し、総額で資本金収入を5億9,380万円、資本金支出を10億1,273万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 本日招集いたしました平成17年第3回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会では、国民健康保険税条例の一部改正、新穂小学校校舎改築（建設）工事請負契約の締結、6月下旬の集中豪雨の災害復旧のための予算計上を主な内容とする一般会計補正予算の審議等をお願いしてまいりましたが、提案いたしました7議案すべてにつきまして可決いただき、大変ありがとうございました。

さて、本臨時会におきましては、私どもの市議会臨時会招集にかかる不適切な事務処理及び新穂小学校校舎改築工事の入札事務について、議員の皆さん並びに市民を始め関係各位に大変ご迷惑をおかけしたことにつきまして、心からおわび申し上げます。これは、旧来の市町村の感覚が大きく一つになった佐渡市の存在に対して、職員としての自覚がまだ育っておりませんで、このような事件が起きたのではないかといいふうに思いますが、今後このようなことが起きないように職員には十分注意を喚起するとともに、時によっては外部のチェック機関の導入も含めて対策を講じ、私も市政の最高責任者として自分自身を厳しく律してまいる所存でございます。

心配しておりました台風もそれました。この後も防災体制の再検討等市民の安全確保に努めてまいりたいと思います。梅雨が明けて酷暑へと気候も大きく変化するときでございます。皆様にはどうぞご健勝で市政のためにご活躍されんことをご祈念申し上げ、本臨時議会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

---

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で会議を閉じます。

平成17年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 6時50分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年7月27日

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 稲 辺 茂 樹

署 名 議 員 祝 優 雄